

平成25年9月24日

放送受信料の未収者に対する強制執行の実施予告について

NHKは、12府県の20人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 12府県 20人

(長野県1、神奈川県3、茨城県1、千葉県1、埼玉県2、大阪府4、
京都府1、兵庫県1、福岡県2、長崎県1、愛媛県1、香川県2)

数字は人数

※ 支払期限 平成25年9月30日